

【答申の概要】（諮問第263号）特定土石流の発生原因調査報告書に関する文書の非開示決定に対する審査請求

件名	特定土石流の発生原因調査報告書に関する文書の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	別記2のとおり
非開示理由	条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	令和6年10月15日
主な論点	条例第7条第6号を理由とした非開示決定は妥当か。

審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）が別記2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）につき、その全部を非開示とした決定については、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する情報を除き、開示すべきである。

審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和4年9月8日付け「特定土石流の発生原因調査報告書」（以下「本件報告書」という。）において特定土石流の流下状況や規模等を時系列で整理する際に使用した基礎資料の一部である。

実施機関によると、本件報告書は、甚大な被害をもたらした特定土石流の悲劇を繰り返さないため、当該基礎資料などをもとに技術専門家からなる検証委員会による検証結果を踏まえて作成されたもので、特定土石流の発生原因調査検証（以下「本件調査検証」という。）の最終報告書として令和4年9月8日付けで公表されたものとのことである。

審査請求人は、特定土石流の発災から長期間が経過しており、さらに本件報告書において調査結果を公開済みであることから、今後、特定土石流に係る消防活動や関係機関に情報提供を依頼するような活動も具体的には想定されないなどとして、本件対象公文書は条例第7条第6号には該当せず、通報者個人に関する情報部分を除いては、開示すべき旨を主張している。

これに対し、実施機関は、本件対象公文書は、捜査協力者や通報者に関する情報等が含まれており、資料提供元である警察及び消防からは、今後の捜査や消防活動に支障を来すため、本目的のみに使用し、公にしないとの条件（以下「本件条件」という。）で提供された記録であり、当該記録を開示した場合、今後の円滑な情報共有が妨げられること等により、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第6号に該当すると主張している。

以上により、審査請求人及び実施機関のいずれも条例第7条第6号の該当性について主張していることから、以下、本件対象公文書の第6号該当性について検討する。

(2) 条例第7条第6号について

条例の「解釈及び運用の基準」によれば、本号は、公にすることにより、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている場合は当該部分を非開示とすることを定めたものである。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

(3) 本件決定の妥当性について

ア 実施機関の主張について

上記4の実施機関の主張について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関の説明は以下のとおりであった。

(ア) 取得経緯及び本件条件について

- a 本件対象公文書を警察及び消防から取得した際の具体的な経緯や本件条件を確認することができる記録は存在しない。
- b 弁明書に記載した「当該業務」とは、本件調査検証をはじめとした実施機関による土石流の発生原因調査検証のことである。

(イ) 記載事項について

- a 別記2-1は、特定土石流の様子を住民が撮影した動画又は静止画であり、本文書の一部に、特定の個人を識別することができる個人の顔が記録されている。
- b 別記2-2は、特定の市消防本部が記録した特定土石流に係る通報記録であり、整番、火災、救急、回線、地区、管轄署、管区、受付者、受付時刻、覚知時刻、覚知種別、天候、風向、気温、湿度及び通報内容の項目で構成され、通報内容の項目内の一部に、特定の個人を識別することができる通報者又は被災者の氏名が記録されている。

イ 本件調査検証について

上記ア(ア) b から、実施機関が主張している適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある「当該業務」とは、本件調査検証をはじめとした実施機関による土石流の発生原因調査検証のことである。

実施機関によると、本件調査検証は、令和4年9月の本件報告書の公表をもって基本的に完了している業務とのことである。このことから、今後、実施機関が資料提供元である警察又は消防に対して、本件調査検証に係る情報提供を依頼するような事情は見当たらないことから、本件対象公文書は、これを公にした場合に本件調査検証の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

ウ 取得経緯及び本件条件について

上記イのとおり、本件対象公文書を開示することで本件調査検証に影響はないが、将来の同種の調査検証が発生した場合への影響も検討するため、実施機関（実施機関のうち、本件調査検証の所管課である本件審査請求の担当課と区別するため、以下、(ア)及び(イ)において、特定土石流の発災地域を管轄する県土木事務所を指す場合には「特定土木事務所」という。）に対する資料提供の経緯等について、当審査会事務局職員をして警察及び消防にも確認させたところ、警察及び消防の説明は以下のとおりであった。

(ア) 別記2-1について

- a 当該文書は、特定土石流の発災から約2日後に住民の避難先となっていた宿泊施設等へ警察が外向き、住民から入手したものである。
- b 当該発災から約3週間後、特定土木事務所から当該文書を保有している警察署に対し、口頭にて文書提供依頼があったため、当該警察署で提供元である住民へその旨説明し、承諾を得た後、特定土木事務所へ提供した。

c 当該提供に際し、本件条件を付したことを確認できる記録は存在しない。

(イ) 別記2-2について

a 当該文書は、消防にて119番通報を受けた際、司令室にて受信した情報をシステム入力しており、その情報を帳票へ出力したものである。

b 発災当時、特定土木事務所及び消防をはじめとした関係機関で特定土石流に係る協議を頻繁に実施しており、その際、特定土木事務所から市消防本部へ口頭にて本文書の提供依頼があったため、特定土木事務所へ提供した。

c 当該提供に際し、本件条件を付したことを確認できる記録は存在しない。

d 消防で本文書の開示請求を受けた際は、通報内容の項目内に記載されている個人情報を除き、開示している。

(ウ) 上記により、本件対象公文書の提供に際し、実施機関が主張する条件が付されていたという事実は認められない。別記2-1は、警察において住民の承諾を得て実施機関へ提供しており、別記2-2も既に消防において個人情報を除いて開示対応をしていることから、仮に実施機関において条例第7条第2号に該当する部分を除いてこれを開示したとしても、警察の捜査や消防活動に支障を来すおそれがあるものとは認められない。また、警察及び消防との間において、今後の円滑な情報共有が妨げられる、任意の協力が得られなくなる等の将来の同種の調査検証へ支障を及ぼす事情も認められない。

エ 非開示情報該当性について

上記イ及びウにより、本件対象公文書は、条例第7条第6号に該当するものとは認められない。

ただし、本件対象公文書には、上記ア(イ)のとおり特定の個人を識別し得る情報が含まれているとのことであり、当該部分が条例第7条第2号に該当する場合、当該部分については非開示とするべきである。

オ 結論

以上のことから、本件対象公文書につき、その全部を非開示とした決定については、条例第7条第2号に該当する情報を除き、開示すべきである。

別記1 開示請求の内容

「特定土石流の発生原因調査検証委員会」による検証結果を踏まえ作成された、静岡県作成の「特定土石流の発生原因調査報告書」（令和4年9月8日付）の4-3頁「4.2.1 調査方法」に、以下のように記載されている当該動画、静止画及び消防の通報記録。

- ・住民が撮影した動画・静止画等、34点。
- ・消防の通報記録、54点（うち本調査に有用な情報は4点）。
- ・NHKによる9月2日放送番組のうち、上記34点以外の動画、3点。

別記2 本件対象公文書

No.	文書の名称
1	住民が撮影した動画・静止画等、34点

2

消防の通報記録、54点（うち本調査に有用な情報は4点）